

工事中の消防計画作成時の注意事項

工事中の消防計画には、建築物の規模および新築・改築等により届出しなければならぬ届出書が違いますのでご注意ください。

1 新築工事で以下に該当するもの。

外壁および床または屋根を有する部分が次のいずれかの規模以上の建築物であり、電気工事等の工事中のものうち収容人員が50人以上

- ① 地階を除く階数が11階以上で、かつ、延べ面積が10,000㎡以上
- ② 延べ面積が50,000㎡以上
- ③ 地階の床面積の合計が、5,000㎡以上

★届出に必要なもの

- ・防火管理者選任届出書
- ・消防計画作成届出書
- ・工事中の消防計画書

2 新築工事で、完成後の建築物の収容人員が消防法施行令第1条の2第3項第1号に該当し、防火管理者を選任する義務がある建築物

- ※ 特定防火対象物 30人以上（6項口 10人以上）
- 非特定防火対象物 50人以上

★届出に必要なもの

- ・工事中の消防計画書

3 防火管理者が選任され、消防計画が既に作成されている建築物の増改築工事で、以下のいずれかに該当するもの

- ① 工事に伴い、消防用設備の機能を停止させるもの、または機能に著しく影響をおよぼすもの
- ② 工事の際に、危険物や指定可燃物（ウレタン等）が持ち込まれるもの、火災危険の高い火気使用設備・器具の使用があるもの等

★届出に必要なもの

- ・工事中の消防計画書